

小松市民病院開放型病床

利用の手引き

平成 2 年 4 月実施

(平成 6 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 13 年 1 月 1 日 一部改正)

(平成 27 年 1 月 1 日 一部改正)

(平成 30 年 7 月 1 日 一部改正)

(令和 2 年 4 月 1 日 一部改正)

小 松 市 医 師 会

小 松 市 民 病 院

I. 登 録 医

1. 開放型病床を利用しようとする医師会員は、登録医申請書を作成して医師会長の推薦を受け病院長を経由し、小松市長の承認を受けて初めて登録医として開放型病床の医療業務を行うことができます。
2. 麻薬免許証を持っている登録医は「従として診療に従事する麻薬診療施設」の登録をします。
3. 登録の期間は1ヵ年となっています。
但し、小松市民病院開放型病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）において異議のない場合は更に1年延長され、以後同様となります。
また、運営委員会が不相当と判断した場合には、登録医の抹消を市長に申請して登録を抹消されることがあります。
4. 上記の諸手続きは市医師会事務局で取りまとめて行うこととなります。
[2については、開放型病床開設時で以後は各自で保健所に免許証記載事項変更届を提出してください。]

II. 入院型式と主治医

1. 登録医が患者を開放型病床に入院させる時に、現在次の2つの入院型式がありますので、まず第一にその選択をしてください。
 - イ. 入院型式Ⅰ型
患者について登録医が主治医となり、病院医師が副主治医となる型式で主たる診療は登録医が行うものです。
 - ロ. 入院型式Ⅱ型
患者について病院医師が主治医となり、登録医が副主治医となる型式で主たる診療は病院医師が行うものです。
2. 登録医が患者を入院させるにあたって、希望があれば病院側と協議の上、病院医師を指名し、一緒に診療にあたることができます。
特に希望のない場合には、病院側で病院担当医師を指定いたします。

III. 入 院 手 続

1. 登録医は電話でつながるサポートセンターに連絡し、空室を確認した上で患者の病状及び入院目的を説明しておきます。また診療情報提供書をFAXしていただきます。
2. つながるサポートセンターは部屋を確保し、その旨登録医に通知いたします。
3. 登録医は診療情報提供書を患者に持たせ（後日郵送でも可）、来院して頂きます。

4. 入院の時間は原則として午前9時00分～午前11時30分及び午後1時00分～午後3時00分までとします。
5. 時間外入院の場合
平日午後5時15分以降、土曜日、日曜日、祝日等、時間外の緊急入院の場合も、開放型病床患者として取り扱うことができます。
6. 入室の順番は、空いたところから順次入室します、1室（個室）は緊急入院のための予備としてできるだけ確保するようにします。
7. 入院時事務手続き上必要なもの
 - イ. 診療情報提供書
 - ロ. 入院申込書（患者が記入）…入院後、病院側から患者に渡します。
 - ハ. 保険証
 - ニ. 印鑑

IV. 診 療

1. 入院型式Ⅰ型、Ⅱ型の規定に従って診療を行います。
 - イ. Ⅰ型型式で患者を入院させた場合は、登録医が主治医となりますから、毎日診療する必要があり、診療上の責任を負うこととなります。
 - ロ. Ⅱ型型式で患者を入院させた場合は、病院医師が主治医となり、診療上の責任を持ちます。したがって、登録医は副主治医となりますので毎日病院へ行かなくともよく、行ける時行って医療、指導を行うことができます。
但し、少なくとも週3回位は病院へ行くことが望まれます。
2. 患者の診療方針については、主治医、副主治医間で充分協議し、連携して診療に当たらなければなりません。
3. 患者の診察は病室もしくはナースセンター処置室で行います。
4. 登録医は、診療の事実を患者の電子カルテに診察記事を入力する必要があります。もしくは、患者カルテに日付を入れ、診察記事を記載しサインしておきます。これは、診療記載となり、のちに指導を行った日数だけ共同指導料が請求できます。
なお、自院の同患者のカルテにも同様に指導等を行った旨を記載しておかなければなりません。
5. カルテの記載は原則として日本語を使用します。
6. 看護師への指示、投薬処方等は原則として主治医が行います。
7. 患者への説明も原則として主治医が行います。
8. 使用薬剤、検査項目等は予め病院で用意したリストの中から使用します。

9. 患者に突発的な事態が生じた時は、看護師は主治医に連絡し指示を受けます。
主治医不在の時は、副主治医に連絡し指示を受け、あるいは当直医師に連絡し指示を受けます。
10. 開放型病床における登録医の診療時間は、原則として午後1時00分～3時00分までとします。上記の時間外に診療を行う場合は、前もって病棟看護師長に電話で連絡をしておきます。

V. 退院、転科及び転出

1. 患者の退院及び退院後の治療方針については、主治医、副主治医間で充分協議して決定します。
2. 患者の病状その他により（例えばICU、CCUへの転送、神経科への転科、その他など）必要に応じて主治医、副主治医間で協議の上、開放型病床患者として他の病棟へ転科、あるいは数日間の一時的転出をすることができます。
3. 開放型病床の入院期間は、原則として2ヶ月が限度となっています。
4. 退院までに退院時の整理を主治医、副主治医間で協同して行い、サマリーを完成させ、各一部を病院と登録医で保存します。

VI. 施設の利用

1. 開放型病床入院患者は、他の入院患者と同様に病院の管理下であり、病院の施設を利用し、食事等の指導を受けることができます。
2. 内視鏡、CT、手術室、超音波装置等の病院内設備器具を使用するときは、その都度病院内の規則に従って主治医、副主治医間で共同使用することができます。

VII. 保険請求について必要な事項

1. 開放型病院共同指導料の請求 (登録医)

- イ. 開放型病床に患者を入院させると共同指導料（Ⅰ）が請求できます。
共同指導日数は、開放型病院共同指導実施票（別紙Ⅰ）に記載された日数になります。
- ロ. 登録医は上記実施票に基づいて病名、診療日数をレセプトに転記し、開放型病院共同指導料（Ⅰ）を保険請求します。
- ハ. 入院が決定したら事前に共同指導料（Ⅰ）及び（Ⅱ）について患者に説明をしておいて下さい。

なお、その際共同指導料（Ⅰ）は高額療養費自己負担金分の枠外となりますので、その旨説明が必要です。

（病 院）

- イ．開放型病床に患者を入院させると共同指導料（Ⅱ）が請求できます。共同指導日数は、開放型病院共同指導実施票（別紙 1）に記載された日数になります。
- ロ．入院時、開放型病院共同指導料（Ⅰ）（Ⅱ）の説明として案内状（別紙 2）を患者に配布します。
- ハ．毎月末及び退院時に実施票を作成し、翌月 5 日頃までに退院分及び入院中のものをまとめて登録医に送付します。
- ニ．共同指導料（Ⅰ）に対する患者負担分については病院が代わって徴収し、登録医（医療施設）の指定する銀行口座へ振り込みます。

VIII. 登録医としての留意事項

- 1. 登録医は病院の規則を順守するものとします。
- 2. 病院の指定する駐車場を使用します。
- 3. 1 階つながるサポートセンター横 開放型病床医師控室に行きロッカーを使用、ネームプレートを付けた白衣に着替えてからナースステーションに行き、来院を告げます。登録医控室にある出勤表にサインをします。
- 4. 不幸にして患者死亡の際は、主治医、副主治医間で協議し解剖を行うことに努めて下さい。
- 5. 開放型病床において生じた医療事故について損害賠償を求められた時は、自治体病院共済会の病院賠償責任保険が適用されます。
- 6. 開放型病床における症例について症例検討会を開催し、研鑽に努めることが義務付けられています。
- 7. 病院内の C P C、カンファレンスには積極的に参加しましょう。
- 8. 登録医の当直はありません。